



あなたの着替える時間は 勤務時間になってますか

「更衣」と「移動」は勤務です

働く仲間のみなさん。出勤時や退勤時に制服に着替える更衣時間は、勤務時間にカウントされていますか。更衣室からショップへの移動時間は、勤務時間にカウントされていますか。

「JR東日本環境アクセス」の清掃スタッフは、更衣5分（出勤時・退勤時の計10分）が勤務にカウントされています。点呼5分、作業準備5分、後片付け5分、合わせて25分間です。

更衣と移動が勤務時間であることは、24年前の2000年に最高裁判決で確定しました。「作業服や保護具の装着とその後の作業場または準備体操場までの移動時間は、義務付けられ会社

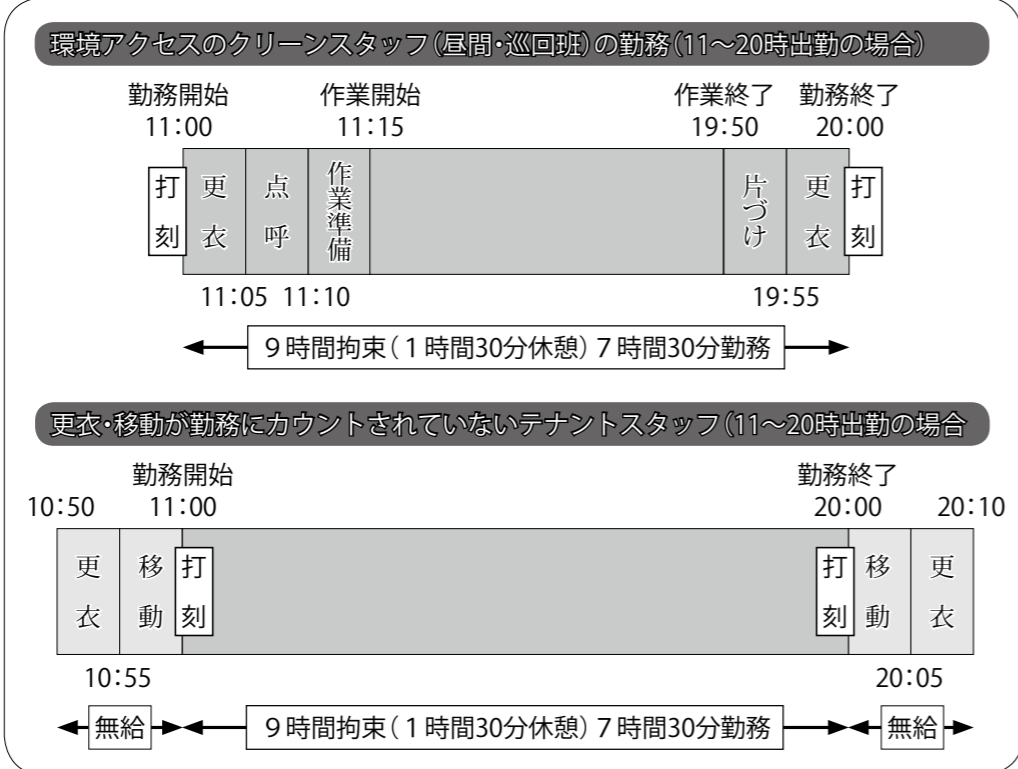
の指揮命令下におかれたものであり、労働基準法上の労働時間に該当する」という内容でした。

ところがショップで働くスタッフのほとんどが、更衣と移動を勤務時間にカウントされていません。

時給1200円のケースで計算してみましょう。
更衣5分×2回＝

10分。更衣室から移動に5分かかるショップであれば5分×2回＝10分。合わせて20分は1日あたり400円。月20日出勤していればひと月8000円です。それだけ「無給労働」が強いられていますのです。これは会社による「違法行為」です。会社に対して「更衣・移動を勤務時間に扱ってください」と要求して、奪われてきた無給労働分の賃金を奪い返しませんか。

裏面のアンケートにご協力をお願いします



更衣時間・移動時間についてのアンケート

◎ご自分の年齢を選んでください。

10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

◎どのような賃金体系ですか。

時給制 月給制 日給月給 その他

◎更衣（着替え）時間、移動時間は勤務時間にカウントされていますか。

- 更衣・移動とも勤務にカウントされている
- 更衣はカウントされているが、移動はカウントされていない
- 移動はカウントされているが、更衣はカウントされていない
- 更衣・移動とも勤務にカウントされていない
- その他

◎更衣時間・移動時間を勤務にカウントせず無給としているのは違法です。会社の対応についてどう感じるか、教えてください。

◎無給労働分の賃金を奪い返すため、会社に対して一緒に声を上げませんか。

◎「千葉駅関連ユニオン」は、千葉駅関連または駅周辺で働く人は誰でも加入できる労働組合です。あなたが労働組合に求めることは何ですか。

◎テナント・会社（自由回答）

どうもありがとうございました。

QRコードを読み取り
ご回答ください。

